

独立行政法人統計センター中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項に基づき、独立行政法人統計センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 20 年 2 月 29 日

総務大臣 増田 寛也

序文

公的統計は、戦後復興期の制度及び統計機構の建て直し以来、国や地方公共団体における政策運営、行政施策の企画立案に不可欠な基礎資料として機能し、我が国の経済成長と活力ある豊かな社会形成を支え、国民生活の安寧に寄与してきた。近年は、政策評価等による行政運営の透明性・信頼性の確保、我が国の産業・経済に対する国際的な評価、さらには企業活動及び国民生活における合理的な意思決定を支える情報として、公的統計の多角的な利活用が進んでおり、公的統計に求められる機能や役割もより高度化・多様化してきている。

特に、本格的な人口減少社会を迎える、少子高齢化等の社会構造変化と産業・経済の国境を越えたグローバル化が急速に進展する今日、我が国が国民経済の健全な発展と国民生活の充実・向上を将来にわたって持続的に実現していくためには、新しい社会経済システムの形成に向けた行財政制度の諸改革とともに、これらを支える詳細かつ精度の高い公的統計の体系的かつ効率的な整備と、それを国や地方公共団体そして国民一般の多目的かつ複合的な利用に広く供することが重要となってきている。

このような背景の下、政府は、公的統計制度の基本的姿勢を「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと転換し、新・統計法の制定を始め、公的統計体系の再構築、ビジネスフレームの整備、オーダーメード集計及び匿名データの提供など、公的統計の充実及び機能強化を図る抜本的な制度改革に着手している。しかしながら、調査環境が一層厳しさを増し、また、厳しい行財政事情の中、行政組織の枠組みのみで、公的統計の品質の維持・向上を図り、高度な統計処理の専門性を要する新たなサービス提供を展開することは必ずしも容易ではなく、その実現には、我が国の中央統計機関の一翼として、公的統計制度の基盤となる役割を過去一貫して担ってきた統計センターの機能発揮が不可欠と言える。

公的統計制度と独立行政法人制度の見直しが進められている今、独立行政法人統計センターにおいては、不断の努力によって高めた能力・技術の業務への適用、民間開放等の新しい統計作成リソースの有効活用、職員の専門性の向上と中核的業務への重点配置等により、従前にも増して生産性が高く、効率的で機動的な法人運営の実現を図るとともに、専門的な技術と信頼に裏打ちされた正確で質の高い公的統計の作成と新たな価値を創造する有用なサービス提供を展開するものとし、我が国の公的統計制

度の改善・発達並びに国民経済の健全な発展及び国民生活の充実・向上に寄与するよう、その機能を最大限に發揮するものとする。

第1 中期目標の期間

平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の高度化・効率化に関する事項

- (1) 業務経費及び一般管理費（運営費交付金の総額から退職手当を含む人件費及び周期統計調査に係る経費を除いたもの）について、新規追加、拡充部分を除き、期末年度（平成 24 年度）までに、前期末年度（平成 19 年度）の該当経費相当に対する割合を 85% 以下とすること。
- (2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行うとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末（平成 24 年度末）の常勤役職員数を前期末（平成 19 年度末）の 94% 以下とすること。
- (3) 現状の給与水準について適切かどうか検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表すること。
- (4) 大規模周期調査の符号格付業務について民間開放等を積極的に推進すること。特に、平成 22 年国勢調査における同業務について、平成 21 年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を行うこと。
- (5) 情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、生産性を向上させ、業務運営の高度化、効率化を推進すること。

2 効率的な人員の活用に関する事項

- (1) 効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員の能力開発を積極的に行うこと。
- (2) 業務の性格に応じた機能的な組織体制の整備や人員の重点的配置を行うとともに、間接部門を中心とした業務内容及び業務体制の見直しを行い、能率的な業務運営と業務・組織のスリム化を推進すること。

3 業務・システムの最適化に関する事項

「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」を着実に推進すること。

4 隨意契約の見直しに関する事項

- (1) 「公共調達の適正化」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）を踏まえ、及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、独立行政法人統計センターが策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、契約内容の公開及び随意契約の見直しの徹底を図り、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表すること。
- (2) 監事による監査において、入札・契約の内容についてチェックを受けること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

- (1) 次に掲げる総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 85 号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。

- ① 国勢調査
- ② 事業所・企業統計調査
- ③ 住宅・土地統計調査
- ④ 就業構造基本調査
- ⑤ 全国消費実態調査
- ⑥ 全国物価統計調査
- ⑦ 社会生活基本調査
- ⑧ 経済センサス
- ⑨ 労働力調査
- ⑩ 小売物価統計調査（消費者物価指数）
- ⑪ 家計調査
- ⑫ 個人企業経済調査
- ⑬ 科学技術研究調査
- ⑭ サービス産業動向調査
- ⑮ 家計消費状況調査
- ⑯ 住民基本台帳人口移動報告

(2) 上記（1）に掲げる統計調査のほか、新たな国勢の基本に関する統計調査、国勢調査等の実施に必要な試験調査、事後調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること。

2 受託製表に関する事項

(1) 次に掲げる統計調査等について、国の行政機関からの委託を受けて製表業務を行うほか、総務省が国勢調査等の集計の一環として指定する地方別集計、人事院及び財務省による家計調査の特別集計、人事院による全国消費実態調査の特別集計について、地方公共団体並びに人事院及び財務省の委託を受けてこれらに係る製表業務を行うこと。受託製表を行うに当たっては、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しないようにするとともに、コスト管理を徹底すること。

- ① 国家公務員給与等実態調査（人事院）
- ② 職種別民間給与実態調査（人事院）
- ③ 民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）
- ④ 国家公務員退職手当実態調査（総務省）
- ⑤ 地方公務員給与実態調査（総務省）
- ⑥ 公害苦情調査（総務省）
- ⑦ 雇用動向調査（厚生労働省）
- ⑧ 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）
- ⑨ 商業統計調査（経済産業省）
- ⑩ 旅客自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）
- ⑪ 貨物自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）
- ⑫ 内航船舶輸送統計調査（国土交通省）
- ⑬ 船員労働統計調査（国土交通省）
- ⑭ 建設工事統計調査（国土交通省）
- ⑮ 建築着工統計調査（国土交通省）
- ⑯ 建築物滅失統計調査（国土交通省）
- ⑰ 住宅用地完成面積調査（国土交通省）
- ⑱ 建設総合統計（国土交通省）

(2) 上記（1）の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を行うこと。なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底すること。

(3) 平成21年度に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されることを踏まえ、同法第37条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第34条に規定

する一般からの委託に応じた統計の作成等を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該統計の作成等を適切に行うこと。

3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項

- (1) 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成 20 年度から政府統計共同利用システムの運営管理を行うこと。
- (2) 統計法第 27 条に基づく事業所母集団データベースの整備について、総務省が定める基準に基づき事務を進めること。
- (3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、平成 21 年度に統計法が全面施行されることを踏まえ、同法第 37 条に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、平成 21 年度から開始することを視野に、必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該匿名データの提供を適切に行うこと。
- (4) 国の行政機関の行う統計法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条に基づく調査票情報の提供、上記 2 (3) による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記 (3) による匿名データの作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、平成 21 年度に同法が全面施行されることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、同法施行後は、統計データアーカイブを適切に運営すること。
- (5) 地域メッシュ統計、社会生活統計指標、推計人口等の加工統計の作成を始めとする統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて事務を実施すること。

4 技術の研究に関する事項

- (1) 上記 1 から 3 までに掲げる業務に必要な技術について、符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化するとともに、研究成果を業務運営に十分に活用し、調査環境の変化や統計利用者のニーズの多様化に的確に対応できるように努めること。

(2) できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図ること。

5 その他

上記1から4までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保や秘密の保護のために必要な措置を講じること。

第4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する事項

1 就業規則の整備等

独立行政法人整理合理化計画に基づく役職員の非公務員化に向けて、就業規則の整備等の必要な準備を遺漏なく行うこと。

2 情報セキュリティ対策及び危機管理の徹底

調査票情報、公表前情報その他の保有する情報を保全し、業務の確実な実施を確保する観点から、情報セキュリティ対策を徹底するとともに、災害や緊急事態に即応可能な危機管理を徹底すること。

3 環境への配慮

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した適切な対応を図るよう努めること。

4 コンプライアンスの徹底

業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、コンプライアンスを徹底すること。